県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務委託 仕様書

1　業務の概要

この業務は、県立病院、合同公舎等の自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常放送設備、非常警報設備及び誘導灯・誘導標識を常時適正な状態で維持するため保守点検を行うものである。

なお、本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築保全業務共通仕様書及び同解説平成３０年版（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

2　業務場所

病院等名称	所在地	電話番号
県立釜石病院	釜石市甲子町第 10-483-6	0193-25-2011
合同公舎(小鹿荘)	釜石市甲子町第 10-483-6	
つくし保育所	釜石市甲子町第 10-483-6	
臨床研修医合同公舎	釜石市甲子町第 10-483-6	
合同公舎	釜石市甲子町第 10-159-2	
職員合同公舎	釜石市野田町第 1-8-27	
県立遠野病院	遠野市松崎町白岩第 14-74	0198-62-2222
看護師宿舎	遠野市松崎町白岩第 14-74	
合同公舎	遠野市松崎町白岩第 15-96-1	
県立高田病院	陸前高田市高田町字太田 512-2	0192-54-3221
合同公舎	陸前高田市高田町字太田 512-1	
県立江刺病院	奥州市江刺西大通り 5-23	0197-35-2181
看護師宿舎	奥州市江刺西大通り 5-23	
県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢 32-1	0191-53-2101
合同公舎 2 号棟	一関市千厩町字千厩草井沢 60-22	
県立大槌病院	上閉伊郡大槌町小鎚第 23 地割字寺野 1-1	0193-42-2121
合同公舎 1 号棟(医師公舎)	上閉伊郡大槌町小鎚第 23 地割字寺野 1-1	
合同公舎 2 号棟(職員公舎)	上閉伊郡大槌町小鎚第 23 地割字寺野 1-1	
県立山田病院	下閉伊郡山田町飯岡第 1-21-1	0193-82-2111
県立中央病院附属 沼宮内地域診療センター	岩手郡岩手町大字五日市第 10-4-7	0195-62-2511
合同公舎	岩手郡岩手町大字江刈内第 13-2-9	
県立軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米第 2-54-5	0195-46-2411
県立大東病院	一関市大東町大原字川内 128	0191-72-2121
清水田合同公舎	一関市大東町大原字清水田 33-1	
県立磐井病院附属 花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原 31	0191-82-1231
県立東和病院	花巻市東和町安俵 6-75-1	0198-42-2211
県立中央病院附属 大迫地域診療センター	花巻市大迫町大迫第 13-20-1	0198-48-2211
県立大船渡病院附属 住田地域診療センター	気仙郡住田町世田米字大崎 22-1	0192-46-3121
県立二戸病院附属 九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内第 7-35-1	0195-42-2151
合同公舎	九戸郡九戸村大字伊保内第 7-48	

県立中央病院附属 紫波地域診療センター	紫波郡紫波町桜町字三本木 32	019-676-3311
合同公舎	紫波郡紫波町桜町字本町 57-1	

3　適用範囲

保守点検の対象となる機器は、別紙「県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務委託【機器点検】数量表」及び「県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務委託【機器点検及び総合点検】数量表」のとおりとする。

4　保守点検の方法等

次に示す（１）～（６）によるものとする。

（１）保守点検の方法及び点検結果報告書並びに点検票については、消防法施行規則第 31 条の 6 第 4 項に基づき、消防庁告示で定める自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯の項によるものとする。

（２）保守点検は、機器点検と機器点検及び総合点検に分け、7～8 月及び 1～2 月に実施するものとし、第 4 類の甲種若しくは乙種消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者免状の交付を受けている者、又は第 2 種消防設備点検資格者（以下「技術員」という。）を県立病院等に派遣し実施するものとする。

（３）保守点検は各病院等事務局の担当者（以下「担当者」という。）の立会いのうえ実施するものとし、保守点検終了後速やかに設備の良否、所見、技術員の氏名等必要事項を記載・押印した報告書を下表により作成し担当者の確認・押印を得たのち、提出するものとする。なお、報告書には作業状況・不良個所写真を添付するものとする。

報告書種類	部数	提出先
報告書（発注者への提出用）	2	担当者：1 部 医療局経営管理課：1 部
報告書（消防署定期報告用）	2	担当者：2 部（正・副）

（４）保守点検に必要な工具及び測定器具等は原則として受注者が用意するものとする。

（５）保守点検に要する部品等のうち、次の物品及び取替費用は本契約金額に含むものとする。

①　各種表示ランプの電球

②　発信機用保護板

③　各種ネジ類、ヒューズ類、パッキン類

④　清掃用洗浄剤、ウエス類

（６）前項に掲げる部品等以外（盤内バッテリー等）の交換及び機器の修理を必要とする場合は、別に見積・受注のうえ施工するものとする。

5　提出書類

受注者は、次の書類を発注者に提出するものとする。

①　業務工程表　　　　　　　1 部　　契約締結後 7 日以内

②　業務責任者選任通知書　　1 部　　契約締結後 7 日以内

有資格一覧表添付のこと。（業務責任者は技術員と兼務可能）

③　業務計画書　　　　　　　1 部　　保守点検実施前

業務概要、実施工程表（点検範囲ごとの時程表、点検時間）、実施体制及び組織表、安全管理、使用機械器具等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）、作業内容及び手順、業務管理（作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等）、緊急時の連絡体制及び対応手順、交通管理（道路交通法の順守、敷地内通行、車両点検等）作業員名簿及び経歴書（関係資格者証の写し）、他について記載する。

④　保守点検報告書　　　　　前第４項　保守点検の方法等（３）のとおり

⑤　点検実施報告書　　　　　別紙様式のとおり

別紙

県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守点検実施報告書

令和　　年　　月　　日

岩手県医療局長　様

県立病院等自動火災報知・非常放送設備ほか保守業務委託仕様書に従い、下記のとおり点検（上期・下期）を実施しましたので報告致します。

１　病院等名　　　　　岩手県立　　　病院
（岩手県立○○病院附属○○地域診療センター）

２　点検実施日　　　　自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

３　業務責任者　　　　氏名（※）　　　　　　　　　　㊞

４　作業員名簿

氏　　　　名

病院等職員確認者　　職氏名（※）　　　　　　　　　　　㊞

※　自筆の場合は押印省略可